

令和2年度 第1回練馬区総合教育会議

開会年月日：令和2年7月10日（金）

場 所：練馬区役所西庁舎7階「第一委員会室」

出席者：練馬区長 前川 燿男
教育委員会 教育長 河口 浩
同 委 員 坂口 節子
同 委 員 高柳 誠
同 委 員 新井 良保
同 委 員 中田 尚代

議 題：

- 1 次期練馬区教育・子育て大綱の策定に向けての現状と課題について
- 2 次期練馬区教育・子育て大綱の策定スケジュール（案）について
- 3 その他

開 会：午後1時30分

閉 会：午後3時00分

説明のため出席した者の職および氏名

総務部長	堀 和夫
教育振興部長	木村 勝巳
こども家庭部長 (総務部)	小暮 文夫
総務課長 (教育振興部)	大窪 達也
教育総務課長	櫻井 和之
学務課長	清水 輝一
学校施設課長	牧山 正和
保健給食課長	唐澤 貞信
教育指導課長	谷口 雄麿
学校教育支援センター所長 副参事（教育政策特命担当）	小野 弥生 山本 浩司
(こども家庭部)	
子育て支援課長	山根 由美子
こども施策企画課長	柳下 栄
保育課長	宮原 正量
青少年課長	石原 清年
練馬子ども家庭支援センター所長	今井 薫

【区長】

それでは、ただいまから令和2年度第1回総合教育会議を開催いたします。

お手元の次第に沿って進めさせていただきます。今日は、議題が2件あります。

はじめに、「次期練馬区教育・子育て大綱の策定に向けての現状と課題について」です。

現行の練馬区教育・子育て大綱は、平成27年度に、5年間を対象期間として策定しました。今年度はその5年目に当たります。この5年間で、子どもを取り巻く環境が大きく変化しました。教育・子育ての現場では、コロナをはじめとした様々な問題、課題が発生しています。

今日は、これについて議論をいただいて、今後、区として特に力を入れて取り組むべき課題等について、ご意見を伺いたいと思っています。

お手元に資料の1および資料2を用意していますのでご覧ください。

教育振興部長とこども家庭部長から説明します。

【教育振興部長】

それでは、資料1をお願いいたします。

教育分野における課題と背景についてです。

この資料は1に、現在、教育の現場で起きている代表的な問題を5点取り上げ、2に問題の背景や問題意識について記載しています。2の背景については、複数の事例に重複しているものもございます。3には、これらを踏まえた今後の課題を記載しています。

それでは、まず、事例の1でございます。新型コロナウイルス感染症への対応についてです。

現在、区では、学校での感染予防策として、子どもたちにマスクの着用、手洗いを励行するとともに、「密」にならないように、様々な工夫をして教育活動を行っているところでございます。学校教育は集団教育が基本ですので、コロナにより、その根底が揺るがされているという状況でございます。

保護者の方の中には、「学校のコロナ対策が不十分である」、「信用できない」として、子どもを学校に通わせたくないと考えている方もいらっしゃいます。現場の教員からは、いわゆる「3密」を完全に回避しての授業は、現状では不可能であること、また、部活動や、集団での移動・宿泊を伴う移動教室などの校外学習は、感染リスクが常に付きまとう、という声がございます。一方で、こうした課外活動は、子どもたちの成長に必要不可欠であるとの考えもあり、両者の葛藤に苦しんでいるという状況がございます。

問題の背景です。集団を前提とした従来の学校教育の見直しが求められています。

課題といたしましては、長期的な視点で教育の在り方を検討する必要があることと、集団で移動・宿泊する校外施設に依存した体験活動を、例えば、地域の町会との連携による少人数での体験活動に変更するなど、その在り方を見直すことを挙げさせていただきました。

つぎに、事例2でございます。通学路の安全確保についてです。

この間、新潟市や川崎市などで、登下校中に児童生徒が巻き込まれる事件が起こっています。

区においても、地域での登下校中の見守りを求める声がある一方で、共働きの協力でき

ないといった保護者の方の声もあり、地域や保護者の方の協力が得にくいという状況がございいます。

問題の背景です。通学時の子どもの安全安心については、一義的には学校の責任ですが、通学区域は大変広く、学校だけでの対応では限界があるというのが実態です。このため、保護者の方や地域の方の協力が不可欠ですが、地域のつながりが希薄化している状況です。

今後の課題といたしましては、こうした状況の中で、地域との連携強化の仕組みをどのようにつくっていくかということを挙げさせていただきました。

つぎに、事例3のいじめの対応、事例4の不登校の対応についてです。

いじめについては、被害、加害児童生徒の双方が弁護士を立てて裁判で争うなど、学校での対応が困難なケースが発生しています。

不登校については、保護者の方の過干渉、過保護、ネグレクトなど、要因が家庭に起因するケースが多いのですが、保護者の方との接触や話し合いが困難な場合があります。また、新たな傾向といたしまして、無理に学校に行かせる必要がないと考える保護者の方が増えてきている状況もございいます。

問題の背景です。家庭状況や保護者の方の考えが多様化しており、それと共に、保護者の方の学校への信頼感が薄れてきているというところもございいます。そのため、協力が得にくくなっているのではないかと考えています。

今後の課題といたしまして、いじめの困難事例への対応の強化や、不登校児童生徒の将来の社会的自立につながるように、多様な学習保障や社会とのつながりが持てる仕組みづくりを挙げさせていただきました。

つぎに、事例5です。外国籍児童生徒・保護者への対応でございいます。

外国籍児童生徒は増加しています。その中で、外国籍児童生徒への対応をもさることながら、生活習慣の違いなどに起因する保護者の方への対応に苦慮している現状がございいます。登校の必要性の認識が低い保護者の方もいらっしゃいますし、中には無断で帰国する保護者の方もいます。

背景といたしましては、4の事例とも共通しますが、家庭状況の多様化に教員の対応が追いついていないという状況がございいます。特に、専門的な知識やスキルが不足しているといったことがあると考えております。加えて、個人情報保護の観点から、家庭に過度に踏み込めなくなっているということもございいます。

今後の課題といたしましては、具体的な支援策を検討していく必要がある、ということも挙げさせていただきます。

私の説明は以上でございいます。

【こども家庭部長】

続きまして、私から子育て分野における課題と背景について、資料2に基づき説明させていただきます。

事例1でございいます。新型コロナウイルス感染症への対応です。

今回の新型コロナウイルス感染症が拡大する中、練馬子ども家庭支援センターでは、Web会議システムというものを利用して、子育てのひろばを5月と6月で延べ14回開催し、192名の方にご参加いただきました。7月以降も継続しているところでございいますが、その

中で頂いたご意見を資料に記載しております。全体的には好評の声を頂いておりますが、一方で「対面と違いちょっとした相談ができない」といった声も頂いているところでございます。

背景としては、このWeb会議システム自体が、一斉に話したり、特定の人と話したりすることが難しい点が挙げられます。

今後につきましては、システムの特徴や制約を踏まえながら、在宅で保育サービスや相談を受けられる環境をどのように整備していくか、他のシステムと併せて進めることも勘案した上で、検討していく必要があると考えているところでございます。

つぎに、事例2でございます。孤立化する保護者の増加です。

「子どものことで頼れる親族や友人が近くにいない」、「他の保護者と年齢が離れていて話が合わない」、「気軽に相談できる専門家と知り合いたい」といった声がございます。

問題の背景です。子育て期の女性の就業率が年々高まっていることが挙げられます。これまで女性の就業率は、30代を中心に就業率が下がるM字カーブが一般的でしたが、今は、ほぼ台形になっています。働いていない在宅子育て世帯の総数が減少していますので、相談できる人が周りにいない、晩婚化等により子育て年齢の世代の幅が広がっているといった状況がございます。

いずれにしても、子育ての悩みを持つ保護者の方が相談できるように、子育ての相談機能の更なる充実が必要と考えているところでございます。

事例3でございます。虐待通告件数の増加です。

泣き声通告等の軽微な事案に児童相談所が対応するケースで、保護者の方に「児童相談所に子どもを保護されてしまうのではないかと警戒され支援を拒否される、あるいは保護者自身が精神的に追い詰められてしまうといった事例が発生しております。心理的虐待は著しく増加しています。こうした中で、昨年10月から、東京都の児童相談所に通告があったものについて区へ事案を送ると、区で処理する、ということが本格実施されておまして、昨年10月から今年3月までの6か月間で80件ございました。そのうち面前DV（心理的虐待）は68件、全体の85%を占めております。

背景ですが、近年、深刻な虐待事例について大きく報道されるということがございます。そうした中で、児童相談所が「介入する」というイメージが強くなっているということがございます。また、相談件数の増加の背景には、警察のDV対応の強化が挙げられます。東京都児童相談所に相談されている案件の44%が警察経由の案件でございます。

課題としては、子ども家庭支援センターの更なる充実・強化を図るとともに、都の広域的・専門的な支援との更なる連携、都区の連携の強化を進めていく必要があると考えているところでございます。

事例4でございます。保育所待機児童への対応です。

過去6年間で、6,000人以上の定員増を行ってきた結果、本年4月の待機児童数は、全て1歳児ですが、過去最小の11人となっております。従来、窓口には「入園できる園がない」「空きが全然ない」といった切実な声が寄せられていましたが、昨今は、希望する保育園に入れられない状況になってきています。一方で、事業者からは、「定員割れすると経営が苦しい」といった声を頂いているところでございます。

背景の1つに、昨年度から始まった3歳からの幼児教育・保育の無償化が挙げられます。

無償化に伴い、もっと小さいうちから保育園に入れようという状況が出てきているのではないかと考えられます。事業者に関しては、在籍園児数に応じて給付費を支払う仕組みですので、空きがあると収入が少なくなるという制度設計になっているということがございます。

今後の課題としましては、保育需要の増加に対応した保育所等の定員拡大をきめ細かく引き続き行っていくということと併せて、無償化の対象となっている認可外施設を含む保育施設について、サービス水準の向上を図っていくというものでございます。

事例5でございます。学童クラブ待機児童への対応です。

現在、小学校65校中27校でねりっこクラブを実施しています。ねりっこクラブの未実施校では、早くねりっこクラブを実施してほしいという声を頂いているところでございます。

背景ですが、放課後、子どもが移動せずに学校施設内で安全に過ごせる学童クラブというのが望まれているため、ねりっこクラブへの期待があると受け止めています。

課題としましては、全ての小学校65校で充実した放課後を過ごすことができる環境の整備を図っていく必要があると捉えているところでございます。

説明は以上でございます。

【区長】

今、2つの資料により説明がありました。これはあくまで参考で、現場では、こういった問題点を抱えているということです。

これからの課題は、現行の練馬区教育・子育て大綱を時代に即したものに変わっていくことにありますので、本日はその観点から、皆様のご意見を伺いたいと考えています。

それではまず初めに、教育分野の資料を中心に議論をいただければと思います。

よろしくお願いいたします。

【高柳委員】

高柳です。よろしくお願いいたします。

現在起きている具体的な問題ということで、新型コロナウイルス感染症への対応について説明がありました。新型コロナウイルス感染症への対応については、非常に困難に感じているお子さんもあるし、家庭もあるということ、私も認識しています。

保護者の方が不安になっていることの1つ目は、学習の遅れが起きないかということです。

2つ目は、学習習慣、生活習慣、生活リズムが崩れてきているということです。

3つ目は、体力面や健康面の問題です。外遊びや人との交流ができないといったことです。

こうした課題については、コロナウイルスの問題がなくても、教育の根幹に関わるころだと思えます。

ですので、現行の大綱の教育分野の目標の取組の視点1にある「教育の質の向上」を常日頃から図っていくことが重要です。

そして、「教育の質の向上」を図るためには、学校教育の充実、地域社会との連携・充実、教育委員会の支援・指導などが必要なのではないかと思えます。

重点施策の1に「学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実」とありますが、コロナの影響で学校を休んだりしている子どもや、学習面や生活面の支援が必要になっている子どもがいると思います。重点施策の1について、現状はどのようになっているのかを質問させていただきます。

私は、「学力」「体力」「豊かな心」は人間教育の3つの柱で、いずれも非常に重要なものだと考えています。この3つが充実することにより、調和した学びがあると思います。

現状の学校の課題と、重点施策の1に関して私が申し上げたことについて、お答えいただければと思います。

【教育指導課長】

コロナ禍での休校により、延べ3か月間、子どもたちは十分に学習できず、更には生活のリズムを崩しているということ、そして、外に出て体を動かす機会そのものが少なくなってしまうがために、体力が落ちているといった現状がございました。

6月に入り、分散登校という形で、学校にいる時間を増やし、徐々に生活のリズムを整え、そして心のケアを行い、更には学習習慣を取り戻しています。

学習習慣については、休校中、自宅学習課題を課していたとはいいながら、なかなか確実な定着にまでは結び付いていなかったというのが現状でございます。

また、体力につきましては、持久走のような長い距離を走らせると、すぐに息が上がってしまう子どもが増えたということを現場の教員からも聞いてございます。

その上で、リズムをしっかりと取り戻し、確実に「学力・体力・豊かな心」を育ていくためにも、委員ご指摘のとおり、それぞれをまず充実させることが、教育委員会としても目指すところです。その上で、調和をさせていく。この調和をさせるということは難しいところがございますが、今後の新しい学習指導要領にクロスカリキュラムというのがあります。こうしたものを使いながら、調和の取れた状態を目指してまいりたいと考えてございます。

更には、新しい教育の在り方ということで、オンライン学習が注目されるようになってきました。練馬区においても、このオンライン学習を積極的に進めて教育活動に導入してまいりたいと考えてございます。

【坂口委員】

私もコロナ以後、どのようにオンライン学習に取り組むか非常に興味があります。ようやく今、練馬区の子どもたちに、1人1台ずつタブレットが配備されようとしています。重い教科書を毎日持ってこなくても、タブレットで学習し、一人ひとりが自分の持っている課題をタブレットでやり取りができる、学習支援もできる、そのような時代が近いのだろうと思います。

オンライン学習によって、不登校の子どもたちが、非常に生き生きとし始めたと聞きました。一人ひとりに届く教育は、ICT機器を使えば実現できるのだと思います。オンライン学習は、これから全国的に取組が進められていくのではないかと思います。

【区長】

今、坂口委員から、オンライン学習を集団教育にプラスアルファするといった、新しい教育の在り方があるのではないかというお話がありました。

いかがでしょうか。

【高柳委員】

今、オンライン学習の話が出ましたが、私もオンライン学習は、非常に大切なことだと思っています。突然の休校や学級閉鎖があったときや、家庭学習などにも大変役立つものと思います。

ただ、紙の文化というものも、私はあると思うのです。

これまで人類は、紙の発明や印刷技術の発展によって、文化的なもの、情緒的なもの、英知を培ってきました。ですから、教科書はやはり紙の教科書であり、それが出来ない場合にオンライン学習やICT教育を活用していくことが大切なのではないかと思っています。

今後社会がデジタル化に向けてどのように変遷していくのかは分かりませんが、これまでに培ってきた紙の文化と、オンライン学習やICT教育などの新たな技術の調和が必要ではないかと思っています。

【区長】

オンライン学習を具体的に実施してみて、今後はこのようにした方がよいなど、事務局から何かありますか。

【教育指導課長】

オンライン学習については、ICTを活用したオンデマンドの動画などを見て授業を展開するというのが現実的かと思っています。

遠隔教育では、オンライン学習は大変有効に働くものと考えております。例えば、不登校の子どもへの対応、また、連絡帳や学校から出すお便りの配信などで使用することは、今後、求められてくるものと考えているところでございます。

【区長】

オンライン学習を使用すれば、集団の指導と併存して個別指導ができるのではないかという、坂口委員の問題提起に関しては、いかがですか。

【教育指導課長】

オンライン学習が個別指導に大変有効であるということは、認識しております。例えば、学力の個人差に対応するための繰り返しのスキル学習については、タブレット学習であれば、個々人のスピードや能力に合わせて課すことができるため、非常に有効であると思います。

日常の授業での活用については、例えば、カメラ機能を使ってマット運動の様子を撮影し、それをグループの子どもたちで見ながら意見を交わし合う、といった方法などが想定されます。オンライン学習は、様々な場面で活用できると思っていますので、更に研究

を進めてまいりたいと考えております。

【坂口委員】

I C T教育を進める上で、非常にネックになると思うのは、公教育というのが全ての方に平等でなければならないということだろうと思います。

I C T教育を活用した個別指導を行う場合であっても、平等性を確保しなければなりません。今、お話のあったマット運動などについても、平等性を確保できるのであれば、是非取り入れていただきたいし、教育現場の変化を保護者の方にも理解していただけるのではないかと思います。

【区長】

ありがとうございます。

他のご意見でも結構です。新井委員、いかがですか。

【新井委員】

私は、医療的ケアの必要な子どもたちや、発達障害の子どもたち等、特別な支援を必要とする子どもたちに関心があります。

今、練馬区では、副籍交流という形で、支援が必要な子どもたちとの交流を図っていますが、こうした特別な支援が必要な子どもたちにとって、タブレット学習は有効であると考えます。学校に通えなくても、家でタブレットを使用して、他の子どもたちと一緒に教育を受けられ、また、様々な体験ができるからです。

I C T教育を推進することによって、公教育に恵まれなかった子どもたちが恩恵を受けられるのではないかと、今、皆さんの意見を聞かせていただいて思いました。

【区長】

事務局から何か意見はありますか。

【学務課長】

委員から副籍交流のご案内がありました。特別支援学校に通うお子さんたちが、地元の区域の学校に1学期に1回、2学期に1回集まって、それぞれ交流を深めるという事業でございます。

実は、今回のコロナの影響で、学校間を行き来して直接交流するのが難しくなっております。ただ、そうした中でも、顔が見える関係づくりというのは有効であると思っております。タブレットのZOOM機能を活用できないかなど、特別支援学校・区内の校長先生と既に検討を始めているところでございます。場所を問わずに交流できるというのがメリットだと思っております。

【新井委員】

今、I C Tを利用した交流教育の話がありました。

特別支援学校では、現在、特別支援教育コーディネーターが様々なコーディネートをす

ることで、人的な関係を築けるような仕組みをつくっています。

今後は、普通教育のほうで、特別支援教育コーディネーターのようないわゆる専門職を配置することが必要であると考えます。

特別な支援を必要とする子どもたちにとって、交流の場は大切です。ICT教育の推進が、特別な支援を必要とする子どもたちのより良い環境整備につながることを期待しています。

【区長】

中田委員はいかがですか。

【中田委員】

中田です。よろしくお願いいたします。

学校教育をオンラインの授業で進めていくということについては、素晴らしいことだと思います。

しかしながら一方で、今般、新型コロナウイルスの影響で、スキー教室や移動教室、修学旅行などが中止となりました。このような学校行事の代わりとなる、新しい試みが必要と考えます。何か考えていらっしゃいますか。ご回答をお願いします。

【教育指導課長】

今回、様々な行事を中止、あるいは縮小しなければならない事態となってしまいました。移動教室、修学旅行においても、外出・宿泊となると、リスクが高いということから、校長会と協議を重ねた上で、中止という形を取らせていただきました。

そこで、最終学年である中学3年生および小学校6年生の子どもに何か代替のことができないか、現在、校長会と協議して検討を進めているところでございます。

【高柳委員】

オンライン学習について一点、よろしいですか。

練馬区では、教育委員会の事務局と、小中学校の教育会という教員の組織が連携してオンライン学習の教材を作っていると聞きました。例えば、体育であれば、体力づくりや健康維持のための運動を紹介するもの、音楽であれば、音楽部と連携して、音楽の学習の仕方を紹介するものを製作し、充実を図っていくと。

今後、具体的に進めていくためには、様々な組織と協力し合い、多様な教材を製作していくことが求められていくものと思います。そうすることで、日頃の学校教育や、家庭での個別学習、また、臨時休校の際に活用できるのではないかと考えています。

【区長】

ありがとうございます。

オンライン学習以外の問題については、いかがでしょうか。

【坂口委員】

現行の大綱の教育分野における取組の視点3「支援が必要な子どもたちへの取組の充実」について、この5年間で出てきた問題として、外国籍児童生徒・保護者への対応がございました。

資料1に、外国籍の児童生徒が増加しているとありますが、実数は分かりますか。

【学務課長】

この間の区内の外国籍人口の状況を申し上げます。まず、子どもに限らない全体の長期的な傾向です。平成の初頭から平成30年まで、5か年の単位で見た際、平成の初頭から比べると、全体の外国籍人口はほぼ倍増しています。平成25年からの平成30年までの動きを見ても、増加率が上昇している状況でございます。

小中学校も同様の傾向となっております。平成25年から比べると、約4割から5割ほど小中学生の外国籍の児童生徒が増えている状況でございます。以上が長期的な傾向でございます。

続いて外国籍児童生徒数です。今年と昨年5月1日現在で、外国籍の児童生徒数を比べると、小中学校合わせて508人だったものが584人と、約15%増加しております。実は、この間の区内全体の外国籍の登録人口は2%しか増えておりません。全体が2%増えている中で、小中学生の児童生徒は15%も増えているということから、まさに「増えている」という状況が認められると思います。

【坂口委員】

実際に、クラスに1人や2人は外国籍の児童をお見かけしていますし、増えているのだと思います。様々な国籍の児童がいて、話す言語も様々です。対応が困難になってきていることは明らかです。ですから、いくつかの言語について、初期指導ができるような体制を練馬区も考えなければならないと思います。他の自治体では、実施しているところもあります。

また、教育の分野ではないかもしれませんが、ごみの出し方等、日本で暮らすための様々な習慣について、外国籍の方向けに教えるような場所があれば、そこへつなぐといった支援も必要と考えます。

次期大綱には、現行の大綱の「支援が必要な子どもたち」の中に、外国語を母国語とする子どもも含めてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

【区長】

外国籍の児童生徒の実態は把握していますか。例えば、学校に在留する年数については、いかがですか。

【学務課長】

在留年数までは把握しておりませんが、坂口委員がご発言された言語という観点から、どの国から多く来ているのかというところを、まずご説明させていただきます。小中学校合わせて、上位3か国は中国、韓国、フィリピンとなっております。これで全体の7割

から8割でございます。

問題は、それ以外の国の少数の言語にどのように対応するかということです。1年前のデータで恐縮ですが、小学校では、計15か国から来ています。エジプトやタイ、スリランカ、北朝鮮等です。中学は11か国です。トリニダード・トバゴから来ている生徒もいます。

各学校において、どのように外国籍児童生徒の対応をしているかという点、例えばスマートフォン等の通訳・翻訳ソフトを使用してその都度やり取りをしていたり、3カ国語の資料を作って案内を行ったりしています。

学校現場からは、小学校低学年の子どもは早く日本語を覚えられますが、中学生になってくるとなかなか日本語を覚えるのが難しいという点を聞いております。

また、教育に関する細かいことを保護者の方へご説明する際、保護者の方が外国人の場合だと、ニュアンスを伝えるのが難しいという点も挙げられます。友人を連れてお話しされる方が多いようですが、友人に細かい情報を教えて問題ないか、という課題もございます。

【区長】

日本が今後生き残っていくためには、外国人の受入れは避けられません。ただ、自国の労働力の補完という形で受け入れるのは間違っていると思っています。

同じ世界市民として、しっかりと教育を受けていただくことが大事だと思いますが、具体的にどのような形でやればいいのか、まだ考えを詰めることができていないように思います。事務局で、現時点で考えていることはありますか。

【学務課長】

具体的な検討はこれからですが、文部科学省におきましても、外国人の受入れのための教育推進検討チームを令和元年に設置したということは聞いてございます。

いずれにしても、その子どもたちが日本語を話すだけでなく、日本の文化を理解して、共生していくことが重要だと考えております。今後、国の動向を注視しつつ、様々な状況を踏まえながら、検討していきたいと考えています。

【区長】

これは皆さんからご意見を伺いたいのですが、私は、自国の人口が減少しているから外国人を労働力として使うというのではなく、例えば、外国人に開かれた国にするとか、日本に来れば誰でも平等に教育や福祉を受けられるといったようなところを目指すべきではないかと思っています。そのような観点から教育についても考えるべきであると考えています。いかがでしょうか。

【坂口委員】

外国籍の方たちとコミュニティをつくり、共に生きていくためには、お互いの文化を理解する必要があると思います。

将来的には、外国籍の方々と一緒にコミュニティをつくっていくのが普通になっていくのだらうと思います。今は、翻訳機を使用すれば、ある程度の日常会話は出来るのかも

れませんが、例えば、図書館に数種類の外国語の絵本を置くなど、お互いの文化を理解するための取組を少しずつ進めていただければと思います。

【区長】

そのような意味では、まだまだですね。

今の坂口委員の意見を具体化していくためには、相当な準備が必要ですが、何か意見はありますか。

【教育指導課長】

これまで、様々な国の方が日本の学校に来られるということで、東京都でもその言語に応じた、学校文化を伝えるリーフレットを配布しておりました。

しかしこれは、日本の文化に合わせてもらうという発想になっていると思います。

世界に開かれた学校という形を練馬区として推進していくということであるならば、やはり、グローバルスタンダードとはどのようなことなのかを考えていくことが必要です。その一助となるのが、先ほどから、話に出ているタブレット等のICTの活用であると思います。

現在、絵や図、動画コンテンツを使った授業が、学校でも推進されております。言語ではなく、動画や絵など、目で見て分かるようなものを使用した授業は、外国籍の子どもたちにとっても大変分かりやすいものです。

外国籍児童生徒に関する学校教育の在り方については、今後考えていかなければならない大きな課題であると感じてございます。

【区長】

外国籍児童生徒について、いかがでしょうか。他にありますか。

今日はこれまで、オンラインの問題と外国籍の問題を議論してきましたが、これに限らず、他のことを問題にするべきであるとか、あるいは、資料に挙げられていることについて何かご意見があれば、ご発言いただきたいと思います。

【中田委員】

教育分野の事例2の「通学路の安全確保」について、よろしいですか。

集団下校を実施している学校と実施していない学校があると思いますが、実施していない学校では、どのようにして保護者の方に声かけをしていくのかということが課題として挙げられます。

安全連携組織というものがあります。学校、地域、PTAと、横のつながりで連携していこうという組織です。区内小学校65校のうち、およそ半分が加盟していると思います。これをぜひ推奨していただきたいと思います。

私もこの安全連携組織に携わっており、区の土木部の職員の方とスクールゾーンの見回りをしたことがあります。このように、横の連携を強化することで、通学路の安全確保が推進されるのではないかと思ったことがありましたので、意見として述べさせていただきました。

【区長】

何か具体的に困ったことがおありになったんですか。

【中田委員】

実際に困ったことはありませんが、学校の先生方は大変忙しいため、安全連携組織が少しでもスムーズに動いたら、より子どもたちの安全を確保できるのではないかと思います。

【区長】

事務局、いかがですか。

【教育総務課長】

横の連携について、私から申し上げます。令和元年5月に、川崎市で通り魔事件が発生しました。その直後の6月から、小学校を対象に通学路等の安全点検を行っております。

委員から今お話があった、土木部職員とのスクールゾーンの見回りについても、令和元年以降であれば、私どもの音頭取りで連携して実施しております。

これまで、防犯の面と交通の面と、それぞれの所管で、別々に安全点検をしておりました。しかしながら、それでは学校側の負担も大きいですし、区としても効果的な対策が打てないだろうということで、私どものほうで声をかけて、同時に行うこととしました。

教育委員会と区の交通安全課、またPTA、学校、所轄の警察署等に入っていて行っているものでございます。

また、集団登校等の集合場所の安全点検も、令和元年の10月から、中学校も含めて行っているところでございます。これについては、学校側から危険な箇所を出していただいて、警察、それから教育委員会の防犯指導員という警察のOBとで点検をしています。

その他、現在、通学路の防犯カメラも増設しているところでございます。

【区長】

子どもの安全については、私も最近実感したところですが、安全を守りながら、保護者の方の意向についても考えなくてはなりません。

これについて事務局から何かありますか。子育て支援課長、いかがですか。

【子育て支援課長】

子育て支援課といたしましては、低学年の子どもが1人で学童クラブに行くといったことが、特に注目すべきことであると考えております。例えば、学校に行き始めた1年生が、慣れない道を1人で歩くとなると、保護者の方は心配だと思います。

どのように安全確保をするかといったところですが、今年度の場合は、学校の始まりが4月ではなく、6月の分散登校から始まりました。この間、学童クラブが学校までお迎えに行くといったこともさせていただきましたが、保護者の方が子どもに対して、安全について家庭内で指導していただくということも重要だと思います。

あとは、学童クラブと学校が、それぞれ子どもたちの目線に立って、交通安全の面と、

不審者がいないかという防犯の面とで、できることを実施していくという形を取るのが重要なことだと思います。

また、保護者の方の気持ちを酌みながら、かつ、一人ひとりに合った安全の確保というのは、なかなか難しいところがございますので、集団で動くときにはどのルートが最適なのかということについて、お互いに意見を出し合いながら、納得できる形で話をまとめていけるように努力していきたいと思っております。

【区長】

他にいかがでしょうか。

【高柳委員】

教育分野の、事例の3のいじめの対応についてです。いじめは、日本全国において、長い間解決しない問題です。

学校でも様々な対策をしていますが、なかなか解決の目途が立たない事例も見受けられます。いじめ問題が起きたときに、客観的な立場で家庭および学校と連携して、すぐに対応できるような専門的組織、またはそのような制度を、区として考えているか、お聞かせいただければと思います。

【区長】

いじめの問題は、私たちが若い頃から続く長い問題です。いじめ対応、虐待対応の問題について、こども家庭部から説明していただけますか。

【練馬子ども家庭支援センター所長】

現在、子どもに関する様々なことを、子ども家庭支援センターで承っております。虐待に関することが多いところではございますが、不登校やいじめの相談も承っております。

こうしたご相談は、私ども子ども家庭支援センターだけではなかなか全てを解決することは難しいので、学校教育支援センターや、学校と連携しながら対応しているところです。

また、来週の月曜日から、練馬区虐待対応拠点を設置いたします。これは、東京都の児童相談所のサテライトオフィスのようなものを、子ども家庭支援センターの中に設けて、東京都児童相談所の職員と連携して様々な児童相談に対応していくというものでございます。

児童相談所は、虐待に限らず、子どもに関する様々な相談に乗っており、専門的で心理的なことについても対応できますので、いじめに関する問題でも対応できるところがあるかと思えます。新たに始まる事業でございますので、今後、様々な可能性を模索していきたいと考えているところでございます。

【区長】

教育振興部で何か補足することはありますか。

【教育指導課長】

いじめについてでございます。様々な対応はしているものの、こじれるケースが大変多くなってきていると感じているところでございます。このようなケースに共通していることは、早期の発見や初期対応に課題があるということです。つまり、初期対応が遅れてしまった、あるいは、丁寧な対応でなかった、というところから、長期化して解決困難となる、というケースが非常に多くあります。

初期対応の大切さというのは、学校現場も重々承知しておりますし、そうした研修も重ねておりますので、教員のスキルそのものは向上していると思います。しかしながら、中長期化した困難ケースを解決するには、なかなか学校現場の教職員の力だけでは難しいと感じるところがございます。やはり、専門的なご指導を頂ける、あるいはお力をお借りするということが必要になってくるのではないかと感じているところでございます。

【区長】

他にはございますか。

【坂口委員】

子ども家庭支援センターが区役所のそばにできること、その中に都の児童相談所の機能を持った練馬区虐待対応拠点ができることを、非常に嬉しく思っています。

というのも、今まで、課題を抱えた親子、あるいは保護者の方が、区役所のエレベーターの中に他の方と一緒にいるというだけでも、かなりの抵抗があったのではないかと思うからです。

虐待の早期発見・早期対応ができ、専門的なケアが届くというシステムが構築されたことを、非常に嬉しく思っておりますので、関係者の皆さん、よろしく願いいたします。

【区長】

練馬子ども家庭支援センター所長、いかがでしょうか。

【練馬子ども家庭支援センター所長】

今、坂口委員からお話がありましたとおり、子育てに悩む方が、少しでも抵抗なくご相談していただけるようにすることは、非常に重要だと思っております。その意味で、これまで子ども家庭支援センターに限らず、子育てのひろばを増設する等の対応をしてきましたが、今回移転する練馬子ども家庭支援センターには、相談室を複数設けるなど、相談しやすい環境を整備します。

建物の1階にありますので、来所いただきやすい場所にもなると思います。併せて、練馬区虐待対応拠点が子ども家庭支援センターの中に設けられます。児童相談所というのは、おそらく、子ども家庭支援センター以上に相談しづらい、抵抗がある場所であると思いますが、区内に東京都の児童相談所のサテライトオフィスがあることで連携が取れるため、専門的な相談も含めて、これまで以上に相談機能の強化を図ることができると考えてございます。この取組をより充実したものにしていきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

【区長】

ご意見はありますか。他の話題でも構いません。

【新井委員】

文言について一点、よろしいでしょうか。次期大綱には、「協働」という言葉を入れてはいかがでしょうか。外国籍児童生徒や医療的ケア児の問題をはじめとした様々な問題については、教育者だけでなく、様々な方が連携し、「協力して働く」ことで、対応が進んでいくと思います。

「協働」は大事な言葉であると考えますが、現行の大綱に記載がありませんので、意見として述べさせていただきます。

【区長】

大変大事なお話でした。私の区政の大きな方針の1つは、区民参加を「参加から協働へ」と深化させることです。私の個人的な問題意識として、また組織としても、「協働」は最も大事なことだと思っています。ありがとうございます。

他にございますか。中田委員、いかがでしょうか。

【中田委員】

子育て分野についてです。実際に相談に行くのは敷居が高く、本当に悩んでいる方ほど、相談場所に足を運ばないと思います。ですので、電話窓口など、家庭で保育サービスや相談を受けられる環境の整備を進めていただきたいと思います。

一方で、特に悩みがなくても、例えば子育てのひろばのようなところへ通っているうちに本音が話せるなど、人間対人間の付き合いは重要であると思います。たしかに、現在、Web会議などのオンラインシステムが重要視されているところですが、直接会って話せば、息遣いや仕草などから読み取れることもあると思います。その意味で、直接会ってちょっとした相談ができる場の提供に、私は大変期待しています。

【区長】

そうですね。オンラインは手段であり、それ自体が目的ではありません。やはり、根本は人間対人間だと思います。

事務局からは何かありますか。

【練馬子ども家庭支援センター所長】

この間、オンラインの子育てのひろばを実施して参りました。コロナ禍において、子育てのひろばが閉室せざるを得ない状況でしたので、まずはやってみようということで、代替手段として、試行錯誤しながら実施したところでございます。

資料2に記載のとおり、参加した方からは、久しぶりに他の人と話せたといったお話があった一方で、やはり、対面式の子育てのひろば「ぴよぴよ」にあるような気軽さは、どうしても失われるというところがありました。

今、委員にご指摘いただきましたように、ぴよぴよは、遊びに来たついでに、職員やス

タッフに、「ちょっと授乳のことで悩んでいるんだけど」「ちょっと家庭のことで悩んでいるんだけど」といった相談ができ、それが必要に応じて専門相談などに繋がっていく、というところが魅力であると思っております。その魅力が、どうしてもオンラインだと損なわれてしまうというところがございます。

一方で、ぴよぴよを再開したので、オンラインの継続について考えていますが、ぴよぴよに行けない地域に住んでいる方、お子さんが小さい方、多胎児でなかなか外出できない方等、様々な方がいらっしゃいますので、オンラインでの相談が持つ強みを活かせるところもあるのではないかと考えています。現場と話しながら検討しております。オンライン等を使って、相談機能を更に充実していければと考えているところでございます。

【子育て支援課長】

今、中田委員がおっしゃられたように、気軽に構えないで行けるところは大変重要であると思っております。子育てで何か悩みがあったときに、例えば、保育園で相談を受け付けていると言っても、保育園に通っていない方にとっては、相談に行くのは非常にハードルが高いのではないかと思います。

気軽に行ける場所として、例えば、練馬こどもカフェがあります。お母さんがコーヒーを飲んでリフレッシュしながら、他のお母さん方ともおしゃべりできるといった場所です。

また、児童館に他のお母さんと子どもを連れてきて、同じ場所で遊びながら、ちょっとした悩みを相談したり、あるいはアドバイスを受れたりといったような、気軽に相談できる場をより多く提供していきたいと考えています。

特に小さいお子さんがいらっしゃる方は、荷物を持ってお子さんも連れてだと大変だと思います。様々な手法で、子育ての悩みを気軽に相談できるような場をそれぞれに合った形で設けていきたいと考えております。

【区長】

ありがとうございました。他には、いかがでしょうか。

【高柳委員】

現行の大綱の子育て分野の取組の視点3「子どもの居場所と成長環境の充実」についてです。重点施策となっている放課後の居場所づくりや児童館事業・学童クラブの充実については、様々な取組をいただいていると思います。

現行の大綱には記載がありませんが、公園などについて触れる必要は無いのでしょうか。

保護者の方に時間があるときに気軽に子どもと過ごせる場所、または、子どもだけで過ごせる場所が近くにあるということは、重要なことだと思います。

また、大綱に記載されてはいますが、図書館の活用も非常に大事だと思います。青少年の健全育成という面でも、図書館、青少年館、公園等の子どもの居場所と成長環境の今後の活用について、具体的な考えがあれば教えていただきたいと思っております。

【教育振興部長】

今、気軽に親子で楽しめる場所が大事であるという話の中で、図書館の話がございませ

た。これまで図書館は、本や資料の貸出を中心に機能してきました。一方で、ICTの進化等の社会状況の変化で、図書館を巡る環境も変わってきています。このため、図書館の在り方についても検討していく必要があります。その中で、居場所としての図書館ということについても、一定のニーズがあると認識しておりますので、今後、検討して参りたいと考えているところでございます。

【子育て支援課長】

高柳委員からご指摘のあった公園の活用というところでは、外遊びをするということについても大変重要であると思っております。

若い保護者の方が外で子どもと遊ぶ際、どのように子どもを遊ばせたらいいのか分からないといったことがございます。現在、区では、外遊びについて取り組んでいる団体と共に、外でどのように子どもを遊ばせていくのかといったことについて、事業として取り組んでいます。

放課後の校庭を使用する方法もありますが、小学生以下、あるいは未就学児の外遊びについても、現在、取り組んでいるところでございます。

【青少年課長】

今年の6月19日から、自立に悩む若者のために、春日町青少年館の中に居場所を創設いたしました。ねりま若者サポートステーションの受託事業者に委託をいたしまして、ひきこもりの方、それから自立に不安を抱える若者等の居場所を開設しながら、社会とのつながりについて支援しています。居場所には、相談事業の経験が豊富な支援員を配置して、悩みや相談、やってみたいこと、興味があることを通して、社会とのつながりについて支援していくような取組を始めたところでございます。

【区長】

他に何かございますか。よろしいですか。

今日は、色々な形で問題提起を頂いて、大変参考になったと思います。これから次期大綱の素案の案を作成し、改めて議論させていただきたいと思います。また、それまでの間には、教育委員会もあると思いますので、並行して、関係部局で議論をしていただければと思います。

それでは、次回の総合教育会議では、本日のご意見を踏まえた素案の案を作成し、皆さんにご審議いただきたいと思っております。

最後に教育長よろしいですか。

【教育長】

今日は、貴重なご意見を頂き、ありがとうございます。

特にコロナについて、この問題が突き付けているものは何なのかということ、私もずっと考えていますが、この先、どのように推移していくかが分からないので、なかなか決めかねる部分があります。

ただ、我々といましては、コロナがもたらした教育に対する問題提起をしっかりと

受け止めていかなければならないと思っています。

今日の議論の中で、坂口委員がオンラインを活用して一人ひとりに届く教育に変えていくべきだとおっしゃいました。学校教育というのは、集団教育であり、一律であり、そしてまた平等が基本です。これらは、日本の教育の底上げには大変役に立ってきましたが、これからもそれでよいのかという問題を、実は突き付けられているのではないかと、我々はしっかりとそのことを受け止めて、提起された課題を次期大綱に反映できればと思っています。

もうひとつ、今、教育の現場で悩ましいのは、今日課題として挙げたコロナ対策や通学路の安全確保、あるいはいじめや不登校の困難事例の対応、外国籍の子どもたちや保護者の方に対する対応ですが、いずれも、学校だけでは対応が困難だということです。専門的な知見を有する方や地域の方々、あるいは保護者の皆様の協力を仰ぐ必要があります。引き続き、そのような方々の力を学校教育に結び付けるためには、どのようにすればよいか、新しい仕組みをつくっていかねばと考えています。

いずれにいたしましても、今日の内容を踏まえ、区長と相談させていただきながら、次期大綱の素案の案を作成していきたいと思っています。

【区長】

それでは、そのような段取りで進めたいと思います。

つぎに議題の2「次期練馬区教育・子育て大綱の策定スケジュール(案)」についてです。お手元に資料を配付していますのでご覧ください。事務局が説明します。

【総務課長】

次期練馬区教育・子育て大綱の策定スケジュール案についてご説明いたします。

資料の3をお願いいたします。

第1回目の本日7月10日につきましては省略させていただきます。

第2回目は10月30日とさせていただきます。本日の審議を経まして、大綱の素案の案を提示させていただきますので、ご審議いただければと思います。

その後、区議会への報告を経まして、区民意見反映制度による意見募集をさせていただきます。

第3回目は、来年1月下旬になります。区民からの意見等も踏まえて大綱の案を事務局で整理させていただきますので、それに基づきご審議いただきます。

来年3月上旬の区議会報告を経まして、最終的に大綱を策定できればと考えております。

【区長】

何かご質問やご意見はありますか。よろしいですか。

それでは、この日程に従って進めさせていただきたいと思います。

なお、これからの状況によっては、日程の変更等が必要な場合もあるかと思いますが、その際は、改めてご相談させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、これをもちまして、本日の総合教育会議を終了いたします。

— 了 —